

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

[令和7年分]【新規】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【紙の申告書を提出する場合】

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

▶ 提出年月日を記入

提出年月日 令和6年10月6日

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面14「摘要」欄に代筆した旨
と代筆者氏名をご記入ください。

A 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX - XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日

▶ A (受給者)欄を記入

提出時点での状況をご記入ください(以下 B C D 欄も同じ)。

2ページ、3ページを参照。

「本人障害」「寡婦等」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない
場合

扶養親族等がある
場合

▶ B (控除対象となる配偶者) C (扶養親族) 欄を記入

2~4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで
1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は
配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、扶養親族の所得額が該当
する項目いずれかに○をしてください。

所得金額の計算方法は日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

▶ D 「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。
普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「84円」(令和6年9月時点の金額。令和6年10月1日からは110円。)です。

【記入項目の説明】

A 受給者

1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害のいずれかに○をしてください。

また、申告書裏面 14「摘要」欄に受給者の氏名、**障害手帳の種類**(身体障害者手帳等。名称は正確に記入)と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。
障害を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。
寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。



年間所得の計算方法等、
記入項目の詳細については、
日本年金機構ホームページ
をご覧ください。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下の場合は、上段に○をしてください。

それ以外の場合は、**(退職所得を含む)年間所得見積額**(収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。

配偶者が退職手当を受ける見込みである場合、下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 配偶者障害

記入方法は ① をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合**は、障害者控除の対象外です。

7 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「1.非居住者」に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」に○をしてください。
配偶者の所得見積額が48万円を超える場合は対象外です。

※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和31年1月1日以前に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。

次ページへ続く

個人番号(マイナンバー)欄の説明は2ページをご覧ください

裏面

C 扶養親族(続き)

9	控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10	生年月日	11	障害	12	同居等の区分	13	年間所得の見積額
フリガナ	ネンキン ハナヨ	3子	1.明 3.大 5.昭	年 月 日	1.普通障害	1.同居	48万円以下	48万円超		
氏名	年金 華代	4孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別障害	2.別居	退職所得あり	退職所得を除いた金額が48万円以下		
続柄	年金	5父母祖父母	37 1 9	年 月 日	3.障害者	3.留学	5.年36万円以上50万円未満			
マイナンバー	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	6兄弟姉妹	1.特定 2.老人		4.障害者	4.障害者				
		7その他								
		8甥姪等								
		9三親等以上の親族								

D 摘要欄

14 摘要

年金 一部 身体障害者手帳(1級 令和6年9月1日交付)

年金 一部 住所 東京都 ○○市△△町XX丁○番地

3人目以降の扶養親族は裏面にご記入ください。

身体障害者手帳の等級等をご記入ください。

C 扶養親族**9 控除対象扶養親族または扶養親族**

控除対象扶養親族(※1)および扶養親族(※2)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上・平成22年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成22年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人の種別

該当項目に○をしてください。

「1.特定」とは、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「2.老人」とは、昭和31年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

11 障害

1 6 をご覧ください。

D 摘要欄

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	障害者に該当する方の氏名、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 別居している扶養親族等がいる	別居している方の氏名と住所
3. 他の方の扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方がいる	受給者ご本人と生計を同じくする扶養親族の中で、ご本人以外の方が提出する給与の扶養控除等申告書または公的年金の扶養親族等申告書に記載される方がいる場合は以下をご記入ください。 ●ご本人以外の方が提出する扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される扶養親族の氏名、受給者ご本人から見た続柄、生年月日、住所 ●上記の方を扶養親族として扶養控除等申告書または扶養親族等申告書を提出する方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、住所

12 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

扶養親族が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

13 年間所得の見積額

扶養親族の令和7年の年間所得見積額が48万円以下か、48万円を超えるか、いずれかに○をしてください。

48万円を超える場合は所得控除の対象外です。**扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合、**下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして「退職所得を除いた金額が48万円以下」に○をしてください。48万円を超える場合、○は不要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。